

論文投稿規定

第1条（会誌の機能と目的）本学会誌（日本創造学会誌、英文名 **Journal of Japan Creativity Society**）は、創造学に関する領域における理論ならびに方法論の発展および普及の為に、会員の創造的な研究成果を公表することを目的とする。

第2条（投稿資格）論文の第1著者（共著者を含む）は日本創造学会の会員でなければならない。

第3条（論文の基本的要件）論文の基本的要件は以下とする。

1. 論文は他の刊行物に未発表のもので、上記領域における理論・方法論・手法・解法・実験結果・機械・機器・システムなどに関する新しい内容を含む研究成果報告として、その目的と結論が明確に示されていなければならない。研究の予告的又は中間報告的なもの、単なる事象の列挙あるいは実施事例は不適當である。
2. 論文は、会員の大多数が日本人なので、原則として邦文とする。ただし留学生等の日本語を母国語としない投稿者のために英文も認める。
3. 論文集掲載は1論文20ページ以内を原則とする。

第4条（論文の表題）論文にはその内容を表す英文および邦文の表題をつけなければならない。

第5条（論文の要旨）論文には400字以内の邦文要旨と、150語以内の英文要旨および5語以内の日本語、英語のキーワードを添えなければならない。

第6条（論文の採否および掲載）論文の採否および掲載は以下のようにして決定する。

1. 論文の採否および掲載は編集委員会が委嘱した2名以上の査読委員の審査結果を参考に編集委員会において決定する。審査の結果、条件付採録等として原稿内容の訂正を勧告することがある。その場合、再提出原稿の提出期限は原則として1ヶ月以内とし、それを超えたときは新規投稿の扱いとする。
2. 事例発表、実践研究的な内容、資料などの記事の採否は原則として編集委員会で決定する。
3. 会誌に掲載された論文等に関する著作権（著作権法に規定された権利）は、原則として学会に帰属するものとする。
4. 投稿に際しては、論文等として採録された場合に当該原稿の著作権が本学会に

帰属することを、著者全員が同意しているものとみなす。したがって投稿者は、共著者全員に本投稿規定を示し、この点に関する了解を得た上で投稿しなければならない。

5. 採録後の掲載論文等について、著者自身による学術教育目的等での利用（著者自身による編集著作物への転載、掲載、WWWによる公衆送信、複写して配布等を含む）を、学会は無条件で許諾する。著者は学会に許諾申請をする必要はない。ただし、出典（論文誌名、巻号ページ、出版年）を記載しなければならない。
6. 知的財産権保護のため、投稿原稿・再提出原稿の受付日（学会あるいは編集委員会へ到着日）および論文の採録日を記す。
7. 著者校正は原則として一回とし、誤植のみを訂正し、受領後三日以内に返送しなければならない。
8. 論文の掲載料は正会員・名誉会員・賛助会員・海外会員 3 万円、学生会員（海外学生会員含む） 2 万円とし、掲載決定時に支払うものとする。20 ページを越えたものに関しては、1 ページごとに 5 千円の超過掲載費がかかる。掲載料は、第一著者が掲載決定時に支払うものとする。
9. 論文等の取扱いに関するその他の事項は編集委員会運営細則で定める。

第 7 条（原稿の送付）論文はハードコピー投稿の場合、学会指定の投稿論文申請書とともに、4 セットを送付する。電子投稿の場合、学会指定の投稿論文申請書とともに論文のファイルをそれぞれ添付しなければならない。

第 8 条（改廃）本規定の変更または廃止は理事会において行う。

注 1）論文が共著の場合、第一著者から順に名前を記して下さい。

注 2）論文掲載料は、第一著者に請求させていただきます。

付則

1. 本規定は 2008 年 2 月 28 日より施行する。
2. 論文誌編集委員長は原則として理事、評議員が担当する。
3. 本規定は 2010 年 3 月 27 日より改訂施行する。
4. 本規定は 2012 年 5 月 19 日より改定施行する。
5. 本規定は 2015 年 3 月 28 日より改定施行する。
6. 本規定は 2021 年 12 月 4 日より改定施行する。
7. 本規定は 2024 年 7 月 30 日より改定施行する。